

全日本年金者組合三田支部
支部長 ████████ 様

三田市長 田村 克也



要望書について (回答)

厳寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年12月24日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 三田市民病院の問題について

市民の命・健康を守ることは、自治体として第一に考えなければならない事です。そのためは、三田市が現場所で市民病院の存続・充実を図ることが今でも必要だと考えています。

(1) 新病院の建設が市が強調されているように急性期医療が維持・拡充が実現されれば、市民の命・健康の「最後の砦」として機能するのか、以下の点について伺います。

①現在受診されている市民が、従来どおり延長して受診できるのか。(地域医療推進課回答)

新病院は、重症患者を24時間体制で受け入れる役割を担う病院として整備することとしております。症状や病状が安定している方は、かかりつけのクリニックなどで診療を継続していただき、何か特別な検査や手術が必要となった場合は、新病院に紹介をいただくという役割分担を進めていく必要があります。これは、市民の皆様が、一刻を争う病気の発症や怪我により、救急搬送が必要となった場合に限られた人員の中で、いつでもこの地域で対応できる医療体制を整えるためであることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、現在、外来診療で受診されている市民の皆様につきましては、かかりつけ医との連携ができるまでは、引き続き受診していただけるよう対応してまいりたいと考えております。また、現三田市民病院の跡地には、新病院の受け皿となる回復期医療や外来診療が可能な医療機関を誘致する計画を進めております。

②統合による医師の確保が最重要課題と言われるが、35診療科の医師確保見込みの状況を伺いたい。(地域医療推進課回答)

医師の確保は、再編統合の取り組みにかかる大きな目的の一つです。地域の急性期医療を守るためには多くの医師を確保する必要がありますが、このためには、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の整備が欠かせないものと考えております。現時点で、医師を何名確保できるのかは、確約できるものではないかもしれませんが、現在多くの医師を派遣している神戸大学医学部附属病院とさらに連携を深め、医師派遣の協力を得られるよう努めてまいります。そのためにも、多くの症例を扱える魅力ある基幹病院となることで、優秀な専門医が集まる環境を作ることが重要であ

ると考えております。

③全室が個室となっているが、差額ベッド料は不要と聞いているが、どうなのか伺いたい。(地域医療推進課回答)

新病院は原則全室個室となりますが、公立病院においては、差額室料(差額ベッド代)が発生する個室は全体病床の3割以下とされており、残り7割は無料個室とする予定です。

なお、有料個室は設備面などで無料個室との差別化を図る予定ですが、設備の内容や具体的な料金体系などにつきましては、今後検討してまいります。

④臨海部機関病院への救急搬送は2024年度で218件となっている。現在はどうなっているのか。(消防救急課回答)

臨海部基幹病院への救急搬送件数は2024年で218件、2025年は215件となります。

搬送実績の多い神戸市南部の3次医療機関を臨海部基幹病院と考え、兵庫県災害医療センター、神戸市立医療センター中央市民病院、神戸大学医学部附属病院、兵庫県立こども病院に搬送された件数を計上しております。

⑤急性期医療に至る前の重症患者の治療こそ重要ではないかと考えるがどうか。(地域医療推進課)

新病院では、一刻を争う重症患者への対応を強化するため、ICU(集中治療室)などの病棟を整備し、これまで三田・北神地域になかった心臓血管外科の新設などにより、重症疾患の迅速な治療とこれまで地域外へ搬送せざるを得なかった患者を、地域内で救える体制を築こうとしております。

ご質問いただいております急性期医療に至る前の重症患者という定義が不明ですが、高度な検査機器などを整備する予定であり、日頃はこちらで診察いただき、高度な検査機器での検査や専門的なカテーテル検査などが必要な場合は新病院へ紹介をいただき、急性期医療に至る前の疾患の早期発見や治療に寄与できるものと考えております。

2. 「財政ロードマップ案」について

市は、2025年度から2034年度までの10年間で93億円の収支不足になる。収支不足を市民サービスの削減や負担増などによって解消しようとしています。

(1) 93億円の収支不足の主な要因は何なのか伺います。(財政課回答)

収支不足の主な要因は、急激な高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加や複数の大規模投資事業による公債費の増加などです。

なお、財政ロードマップでお示ししている各取組は、市民生活への影響を第一に考えたうえで、様々な案の中から取捨選択した結果であり、収支不足の解消に向けては不本意ながら市民の皆様へ負担を求める取組みも含まれております。

三田市としましても、内部事務の見直しなどにより、組織のあり方や人件費の抑制など仕組みを変えることでコストを下げる努力をしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(2) 市は、収支不足を補う一つとして、指定ごみ袋代に新たに手数料を上乗せして、

現在より約2倍の値上げを提案しました。こうした大幅な値上げに対して、市民からの反対の意見や市長に7000筆を超える値上げ反対署名が提出されました。市は市民の反対の声におされ、11月に「値上げは一旦凍結する」と表明されました。

①値上げは「凍結」ではなく撤回すべきと考えます。市は、今後どのようにしようと考えておられるのか伺います。(クリーンセンター回答)

まず、令和7年9月より、市指定ごみ袋(主に燃やすごみ用)の品薄が続いており、市民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしておりますことをお詫びいたします。

三田市未来への財政ロードマップ案では、収集ごみ処理手数料につきまして、阪神間では例がないとはいえ全国約3分の2の自治体で導入されていることや、公平性の確保の面でごみの排出量に応じた費用負担を求めていくことについて、三田市でも検討すべき局面にきているのではないかという考えのもと、日常生活への影響度合いをはかりやすいよう具体的な値上げ幅も含めて案としてお示しさせていただいたものです。

しかしながら、有料化案が決定事項と認識されたり、何より市民生活にご不便をおかけしたりするなどの混乱が生じたことを鑑みますと、改めてゼロベースで検討し直す必要があると判断し、原案を凍結したものです。

今後は、三田市が限られた財源の中でサービスを提供していくために、いろいろな可能性を探る必要があると考えており、特にごみ処理の課題では、設備更新や運営コストにつきまして、財源のあり方を議論するのは自治体としてあるべき姿だと考えております。

具体的には、令和8年度からの2年間で予定している第5次三田市一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中で、市民意見や有識者からの助言などを踏まえながら、財政的にも持続可能なごみ処理施策のあり方について検討していくことといたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 国民健康保険税の負担軽減を図ることについて(国保医療課回答)

(1) 三田の国保税は、県下でも被保険者一人当たりの保険税(2024年度)は10番目に高く、昨年より約5000円高くなっています。県下では保険税(料)の負担軽減を図るために、一般会計からの繰り入れを約80%の自治体が行っています。市は、昨年の回答でも、国保被保険者以外の市民に負担がかかり公平性に欠ける、国から繰り入れしないよう求められている、とかたくなに繰り入れを拒んでいます。市として前向きな政策判断で一般会計からの繰り入れを行い、高い国保税の負担軽減を図ること。

国保税の負担軽減を図るために、その減額分を市の一般会計で負担することは、①国保被保険者以外の市民にご負担をいただくこととなり公平性に欠けること、②国は市町に対し国保財政の補填を目的とした一般会計からの繰り入れを解消するよう求めていることから、ご要望の一般会計からの繰り入れを行うことは考えておりません。

なお、引続き市長会などを通じて国に対して国保財政への更なる支援を訴えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(2) 今、全国では子育て支援の一つとして医療費の無料化が拡がり、あわせて国保税(料)でも18歳までの子どもの被保険者の均等割を廃止して負担軽減を図る自治体が増えています。三田市でも、18歳までの被保険者の均等割を廃止すること。また、18歳までの被保険者は何人いますか。

現在、未就学児を対象とした均等割保険税の5割軽減の仕組みですが、国は対象を高校生世代までに拡大し、子育て世帯の経済的負担のさらなる軽減を図るため、令和9年4月施行をめざすという方向性を示しました。

18歳までの被保険者の均等割を廃止することまでは考えておりませんが、今後の国の動向を踏まえながら、対応してまいります。

また、18歳までの被保険者は1,142人です。

(3) 三田市で法定減免をうけている世帯は何世帯ありますか。

法定軽減をうけている世帯は、6,508世帯です。

4. 介護制度の改善・充実と高齢者福祉対策を急ぐことについて

(1) 深刻な老々介護の実態を市の責任で早期に把握し、市として実態に見合う総合対策と個別対策を具体化して家族の負担軽減策を講じること。(介護保険課、高齢者支援課回答)

実態に見合う総合的な対策ですが、急速な高齢者の増加により高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況につきましては、今後の課題であると認識しており、既存の介護保険サービスや住民主体などで行う介護保険制度以外のサービスを活用することにより、介護者の負担軽減を図っていくことが必要であると考えております。

また、個別に支援が必要な方につきましては、毎年民生委員・児童委員協議会と協力して75歳以上の高齢者へ要援護高齢者調査を実施し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、生活支援が必要な高齢者を把握するとともに、市内6か所に設置する地域包括支援センターが中心となってケアマネジャーなどの介護事業者や民生委員児童委員と連携しながら、適切な支援につながるよう努めてまいります。

(2) 要支援1・2が利用する通所型B施設(高齢者ふれあいデイサービス)の全市的な設置へ市独自の支援策を充実すること。(高齢者支援課回答)

ご要望の通所型サービス・活動B(高齢者ふれあいデイサービス)施設につきましては、現在、三田市内5か所でNPO法人への委託によりサービス提供を実施しております。

市内に配置している生活支援コーディネーターなどの関係機関が連携して地域への働きかけを行い、高齢者のニーズに対応できるように多様な生活支援サービスを利用できる体制の構築に努め、今後も現行の事業継続ができるようNPO法人の安定運営に向けた市独自の支援を行ってまいります。

5. 高齢者および交通対策の強化を図ることについて(交通政策課回答)

(1) 「高齢者交通費助成」について

① 高齢者が気軽に外出できるよう、負担が少なく利用しやすい制度に改善・充実させてゆくことが必要だと考えています。

○現在利用券は、神戸電鉄、バスなどの乗車券を購入する時、利用者が半額負担する制度となっています。利用者が負担なく乗車券が購入できるよう全額補助にすべきだと考えます。あわせてJRへの利用拡大で利用者がより利便になる制度に。

高齢者運賃助成につきましては、公共交通を利用した外出移動支援を目的とした制度として、急速な高齢化の進行や運転免許返納に伴う移動手段の転換を鑑み、交通対策の強化を図りながら、より使いやすい持続可能なものを目指した見直しが必要と考えております。助成額のあり方や利用率の地域差の問題、JRでの利用など利便性

の問題など、様々な視点から課題を整理し、検討を進めてまいります。

(2) 市の責任で、「コミュニティバス」の運行や「デマンドタクシー」の導入など外出を支援すること。

① 昨年の回答以降の具体的な進展や「デマンドタクシー」の導入に対する市の取り組み状況。

令和3年度から広野地区、小野地区において、続いて令和6年10月から藍本地区において、自家用有償旅客運送による地域内交通の運行を開始し、対象の各地域においては利用も徐々に増加し運行が定着してきております。デマンド型交通につきましては、路線バスの休止にかかる代替交通として、広野地区北部・本庄地区の住民を対象に、区域運行型による乗合タクシーの実証実験運行を令和7年度に2回実施し、検証評価を行いました。

② 広野や小野など域内交通の利用状況と今後の改善点などどう考えておられるのか。

広野地区、小野地区、藍本地区における地域内交通は、三田市が実施主体となり各地域の団体などに運行を委託しております。運行実績及び利用状況（令和6年度）は下記表のとおりです。

	利用者数	運行日数	稼働便数
広野地区	247人	93日	152便
小野地区	482人	116日	230便
藍本地区	205人	75日	300便

利用は徐々に増加しており、利用状況からみて利用者アンケートなどを行い、利用者ニーズを把握し、必要に応じて停留所の見直しや運行ダイヤの改正などを図るとともに、地域内で周知広報を行いながら、利用促進につなげてまいります。

懸念事項として地域の運転手（担い手）不足の課題があげられますが、地域と連携して募集などの取り組みを継続して行い、課題解決に努めてまいります。

6. 加齢による補聴器購入費助成について

(1) 難聴は、認知症のリスクの一つです。日常生活の意欲向上や認知症予防に早期の補聴器利用が有効とされています。しかし、高額なため普及率は低く、公的補助を求める声と運動が全国的に拡がり、補聴器購入費助成する自治体が増えています。全国で518、兵庫も20自治体の実施しています。三田市でもぜひ実施していただきたい。

① 国や県への要望を検討と回答されたが、要望されたのか。（高齢者支援課回答）

近畿2府4県の福祉事務所長で組織する近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会において、厚生労働省に対して加齢性難聴者への支援について要望書を提出しております。

② 障害者手帳が交付されない軽度、中等の難聴者の補聴器購入に対する補助制度をつくること。（高齢者支援課回答）

軽度から中等程度の方の加齢性の難聴の方につきましては、国や県の制度において

も財源措置がないため、市独自で補聴器購入補助制度の創設は、現在のところ検討する予定はございません。

③重度障害者や加齢による難聴でも、障害者手帳の要件と同様であれば助成可能とされているが、医師の診断書があればいいのか。(障害福祉課回答)

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度による補聴器購入の助成を受けるためには、難聴要件を確認するため、身体障害者手帳の聴覚の部位の所持が必要です。

重度障害者や加齢による難聴の方でも、身体障害者手帳の等級に該当する聴覚のレベルであれば、身体障害者手帳を取得し、補聴器の購入前に申請し支給決定を受けることで、補装具費支給制度の助成対象となります。

このため、身体障害者手帳の聴覚の部位の手帳を所持されていない重度障害者や加齢による難聴の方は、医師の診断書だけでは、補装具費支給制度の助成対象にはなりません。

④現在の障害者総合支援法の難聴基準に該当する人数、助成を受けている人数は。(障害福祉課回答)

身体障害者手帳の所持者に対し、障害者総合支援法に基づく助成を行っているため、身体障害者手帳で聴覚の部位の所持者の人数を難聴基準に該当する人数とした場合の令和6年度末現在の人数は、314人です。

なお、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度で補聴器の助成を受けられた方の人数は、令和6年度の実績で52人です。

7. 高齢者のゴミ出し支援策の充実について(クリーンセンター回答)

(1) ゴミ出し困難者への戸別収集を実施すること。現在の検討内容と今後の具体的な方向は。

昨年度来の市内の関係部署と協議、検討に合わせて、今年度は、下半期からモデル地区でのスタートとなる伊丹市への視察により、主となるべき部署、清掃部局の役割、収集体制、実施する際の留意点などを伺ってまいりました。

これまでの市内における協議にこれらのことを加味したうえで、実施に至るまでのスキームの構築に向け検討してまいります。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問などがございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。